

フランスの言語政策と CECR(欧州言語共通参照枠)

日本学術会議 言語・文学分野参照基準検討分科会

2011 年 12 月 16 日

田口 紀子 (京都大学文学研究科)

1. フランスの歴史と言語

1-1 フランス語の成立

フランス語は、ケルト系のガリア人の言語の上に、紀元前 2 世紀のローマ人によるガリア征服によってラテン語が重なり、さらにそれにフランク人のゲルマン語要素が加わってできあがった。

496 年 フランク族 王クロヴィスのキリスト教への改宗

719 年 シャルルマーニュ即位 フランク族カロリング王朝

813 年 トゥール司教会議の決定

「フランスの司教達は、すべての人々が理解できるように *rustica romana lingua* 「粗野なローマ的言語」を用いるように」＝ 初期古フランス語

814 年 「ストラスブールの誓約」

12-13 世紀 : 古フランス語 (参考資料 A1)

12 世紀末までにパリ地方の言語が望ましい規範となる

1539 年 「ヴィレル＝コトレの勅令」で、すべての訴訟、証書、判決等は「フランスの母なる言語」で書かれるべきことを命じた。

16 世紀 徐々に諸学問領域でフランス語の使用が始まる。

(最後までラテン語を用いたのが神学)

17 世紀 古典主義時代 (規範化と標準化)

アカデミー・フランセーズの創立 (1635) 辞典、文法書などの整備を目的とする

ヴォージュラ『フランス語に関する覚え書き』(1647) 「宮廷の最も健全な部分」

ランスロ、アルノー『一般理性文法』(1660) 論理的原則に基づいた文法書

辞書の編纂 : 『アカデミー・フランセーズの辞書』(2 巻 1694)

リシュレ『フランス語辞典』(1680)

フルチエール『万有辞典』(3 巻 1690)

1-2 方言とフランス語

17 世紀 「俚言 *patois*」という概念 (ex. モリエール『ドン・ジュアン』の方言の話し手)

しかし、フランス語は中央集権国家の行政レベルでは使用が義務づけられたが、住民の日常の使用言語としては強制されなかった

18 世紀 大革命時の、グレゴワール神父による国民の言語調査。

「2500 万の人口のうち 600 万がとりわけ南部の田園地帯で全くフランス語を知らず、600

万が生かじりのフランス語しか知らず、300 万だけがフランス語を話すことができたが、書くことができたのはそのうちのごくわずか」

1881 年 国家による初等教育が無償化され、翌年宗教色のない義務的なものとなる

= 方言の一層の衰退

19 世紀のあいだに方言が急速に衰退

徴兵制度、交通手段、郵便制度、新聞の発達で、地方と中央の接触の機会が大幅に増えたことによる Cf. ミストラル等による「フェリブリージュ運動」

1951 年「ディクソンヌ法」

国家による初等・中等教育でのバスク語、ブルトン語、カタロニア語、オック語の週 1 時間の選択学習を認める。

現在の方言・少数派言語 (参考資料 A2)

ブルトン語 70 万人

アルザス語 (ドイツ語方言) 100 万人以上 (バ＝ラン県、オ＝ラン県、モーゼル県)

カタロニア語 ルシヨン地方 (ピレネー＝オリアンタル県) の 20 万人

コルシカ語 (イタリア語方言) コルシカ 27 万 5 千の住民のかなりの部分

バスク語 バス＝ピレネー県 (大部分がバイヨンヌとモレオンの群に住む 6 万人弱の人々)

その他さまざまな形態のオック語 100 万単位の人々

1-3 フランス語擁護のための諸機関、諸法規

- ・アカデミー・フランセーズ (1635－)
- ・アリアンス・フランセーズ (1883－) フランス語を推してフランスの影響を維持・拡大することを目指す私的協会
- ・1977 年「バ＝ロリオル法」外国語の単語だけを商取引、公共事業、メディア等で用いることを禁止 = 消費者、契約当事者などを、その定義が法的に困難な外国語から生じる危険から保護する
- ・Institut Français 外務省が管轄するフランス語・フランス文化の普及をミッションとする機関。現在世界に 150 を越える支部があり、アリアンス・フランセーズと協力して文化活動を行っている。

現在でも、フランス語普及やフランコフォニーに関する政策事項は外務省の管轄下にある

- ・1992 年 マーストリヒト条約の発効をにらみ、憲法改正により、第 2 条に追加条項「共和国の言語はフランス語とする」を加える。これにより、フランス語は正式に国家語として憲法に規定される。

2. フランスのナショナリズムと言語政策

ルイ 14 世の 17 世紀末にはすでに「理想の六角形」といわれる領土をほぼ確立し、領域国

家が成立していたために、その上に政治的な集権体制が早期に構築された。「フランス語」は、革命期以降、国家統一原理の一翼を担うものとして、政治的イシューとなった。

- ・1881-82年 「ジュール・フェリー法」：「公教育の無償」「宗教的中立」「私学の容認」「就学の義務」「公的試験および大学レベルの修了書・学位の国家からの授与」を基本的な柱に、中央集権的教育行政を敷く

- ・「国民」になるための初等教育：「祖国」の観念を注入して共和主義的公民を作り上げる

2-1 ナショナリズム涵養のためのフランス語：『二人の子どものフランス巡礼—義務と祖国』

G. Bruno, *Le Tour de la France par deux enfants — devoir et patrie*, Librairie Belin, 1877. Réédité par Librairie Classique Eugène Belin, 1977.

「普仏戦争直後に孤児となった二人の少年が、生まれ故郷のロレーヌを離れて叔父を求めてフランス各地を訪ね歩き、その過程でフランス人となっていく」

南仏ドフィネの宿で人々がプロヴァンス語しか話さないの、兄弟は全く理解できない

「どうしてこの地方の人たちはフランス語で話さないの？」

「みんなが学校に行けたわけではないからだよ。でも（義務教育になったから）何年もしないうちに、こんなことはなくなって、フランス中どこでも祖国の言葉が話せるようになるよ」

そこへ宿の女将の子どもが小学校から帰ってきて、子ども同士は学校で習ったフランス語で話が通じて喜び合う。

：アルフォンス・ドーデ『最後の授業』

「ドイツ領となったアルザスでは、公用語はドイツ語となり、国語教育もフランス語からドイツ語にかえられた。国語教師のアメル先生は、「最後のフランス語の授業」で、フランス語は世界一美しい言葉で、国が奪われてもこの母国語を忘れずに守ってさえいれば、牢獄の鍵を握っているのと同じ、と説く。そして黒板に「フランス万歳」と書いて教壇を去る。」

フランスの集権的言語政策の現れであると同時に、国家の基本原則を意志的に共有する集団としての普遍主義的国家観に反する主張

2-2 フランス語の国家言語としてのヘゲモニーと地域語の復権運動

- ・フランス語の集権的統一化政策のなかで、「地域語および地域方言に関する法律」（「ディクソンヌ法」1951）が、ブルトン語、バスク語、カタラン語、オクシタン語の「該当地域」においてそれらの学習の手段を講ずる

＝逆にその他の大部分の地域における、フランス語の文化支配の事実が明白化

- ・弱体化する「地方語」の現状：「地方語」を初学者として学習するものがほとんど

祖父母、両親は地方語を話し、理解するが、その子ども世代は自身では話す習慣がない

「少数言語はもはや世代から世代へと自然に継承されてはいない」（宮島）

- ・1999年の国勢調査： 都市圏に住む38万人の成人の内（2008年のフランスの人口約6400万）、

1950 年代生まれの 4 人に一人、1970 年代生まれの 5 人に一人がフランス語以外の言語を話す（『EU の言語教育政策』）

フランスはその集権的なフランス語政策にかかわらず、実際には複数言語国家

3. フランスの言語教育と「欧州言語共通参照枠」

3-1 欧州言語共通参照枠

欧州評議会（Council of Europe 1949 - 議会制民主主義、法秩序の維持、人権擁護などを基本理念とした、欧州の平和構築を目的とする国際機関）

1975 「成人の現代語学習のヨーロッパ単位制度における敷居レベル The Threshold Level in a European Unit/Credit System of Modern Language Learning by Adult 」

→ 学習者の言語能力の基準のガイドライン

2001 「欧州言語共通参照枠 Common European Framework of Reference for Languages : Learning, teaching and assessment (CEFR)」

→ 異言語教育のシラバス、カリキュラム、教材、試験などの作成および学習者の能力の評価にあたり、共通の基準（共通参照枠）を示そうとしたもの。習熟度を 6 つのレベルに分け、Can-do-statement (...ができる)を採用していることが特徴（参考資料 B）

従来の「多言語主義 multilingualism」が、複数の言語をそれぞれに母語話者並みに身につけることを目標としたのに対し、多様なレベルの言語能力を肯定的に捉え、それらを使い分けて、効果的なコミュニケーションを行おうとする「複言語主義 plurilingualism」を基本とする。（『EU の言語教育政策』 p.16）

2001 「欧州言語ポートフォリオ European Language Portfolio (ELP)」

→ 言語学習に関する個人の記録

- ・言語能力が確認できる言語パスポート(language passport)
- ・言語・文化学習の経験を記録した言語学習履歴 (language biography)
- ・自分の言語能力を示すための具体的な学習成果資料 (dossier)

EU は単一の市場を持ち、EU 市民権は加盟国の全ての国民に、EU 内で自由に移動、居住、教育、労働、開業を行う権利を保障する。言語と文化の多様性を自らの力としつつ、市民に自由を保障するためには、市民の多様な外国語能力の育成が死活問題。2001 年を「欧州言語年 European Year of Languages」と定め、様々な催し、企画を打ち出した。

3-2 フランスの対応

1989 「ジョスパン法」

フランス語、およびフランス語以外の 2 言語の習得を基本的目標の一つとする。

2005 「フィヨン法」（「将来の学校教育のための方針およびプログラムについて」）

「少なくとも2つ以上の外国語を使えるようになること」(9条4項)

法令実施にあたっての通達事項に CEFR の基準が盛り込まれる

1. 小学校修了時 第一外国語 A1 レベル
2. 義務教育終了時(16 歳) 第一外国語 B1 レベル、第二外国語 A2 レベル
3. 中等教育終了時(18 歳) 第一外国語 B2 レベル、第二外国語 B1 レベル

2005 年フランス教育省の広報による、中等教育での外国語選択(上掲書、p.48)

第一外国語として: 英語 97%、スペイン語 40%、ドイツ語 16%

第二外国語として: スペイン語 69%、ドイツ語 14%、英語 9%

第三外国語として(高校普通科の場合): ラテン語 45%、スペイン語 19%、他にロシア語、ドイツ語、中国語、ポルトガル語、アラビア語

フランスに存在する各地域語は、学校教育においては外国語と同列に扱われている。

1992 「欧州地域語・少数言語憲章」をフランスは調印したが、憲法上の理由から、地方語をフランスの言語として認めることができないため、未批准。

2008 年 7 月 改憲により、地域語は「フランスの文化遺産」と明記される。

参考文献

大谷泰照(編)『EU の言語教育政策』くろしお出版、2010

河原俊昭(編)『世界の言語政策—多言語社会と日本』くろしお出版、2002

増田 真 「18 世紀フランスの言語論における「異文化」」、『多元的世界観の共存とその条件』
高等研報告書 0902、2010

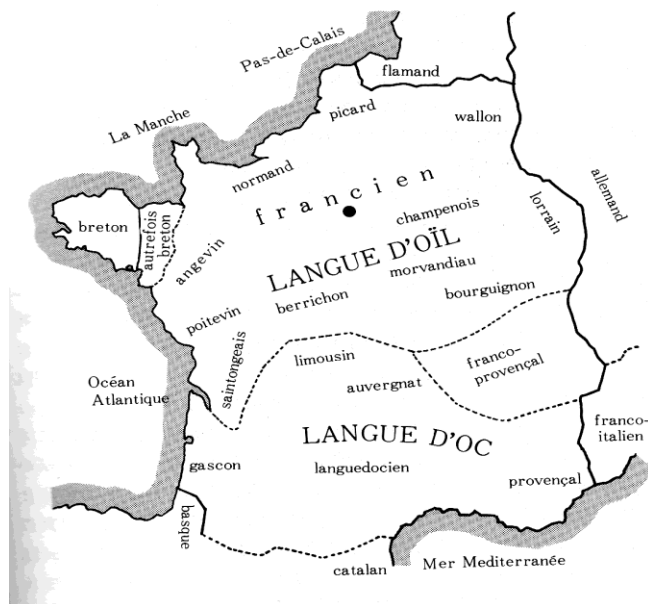
園山大祐、ジャン＝フランソワ・サブレ(編)『日仏比較—変容する社会と教育』明石書店、2009

宮島 喬『ひとつのヨーロッパいくつものヨーロッパ—周辺の視点から』東京大学出版会、1992

吉田正晴『フランス公教育政策の源流』風間書房、1977

オイル語とオック語

<紀元1200年頃のフランスの方言地図>



P. リカード『フランス語史を学ぶ人のために』

10

A-2

現在の方言・少数派言語

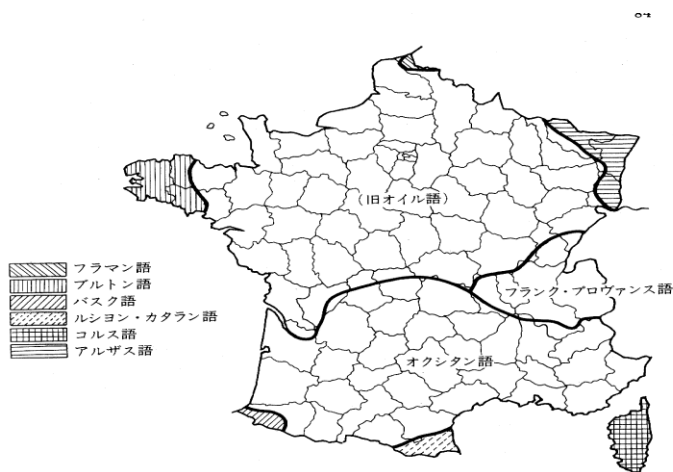


図1 フランスの諸言語

宮島 喬『ひとつのヨーロッパ いくつものヨーロッパ』

 共通参照レベル (Common Reference Levels) : 全体的な尺度

 上級	熟練した言語使用者	C2	聞いたり、読んだりしたほぼ全てのものを容易に理解することができる。いろいろな話し言葉や書き言葉から得た情報をまとめ、根拠も論点も一貫した方法で再構築できる。自然に、流暢かつ正確に自己表現ができ、非常に複雑な状況でも細かい意味の違い、区別を表現できる。
		C1	いろいろな種類の高度な内容のかなり長いテキストを理解することができ、含意を把握できる。言葉を探しているという印象を与えずに、流暢に、また自然に自己表現ができる。複雑な話題について明確で、しっかりとした構成の、詳細なテキストを作ることができる。その際テキストを構成する字句や接続表現、結束表現の用法をマスターしていることがうかがえる。
	自立した言語使用者	B2	自分の専門分野の技術的な議論も含めて、抽象的かつ具体的な話題の複雑なテキストの主要な内容を理解できる。お互いに緊張しないで母語話者とやり取りができるくらい流暢かつ自然である。かない広汎な範囲の話題について、明確で詳細なテキストを作ることができ、さまざまな選択肢について長所や短所を示しながら自己の視点を説明できる。

初級 基礎段階の言語使用者		B1 仕事、学校、娯楽で普段出会うような身近な話題について、標準的な話し方であれば主要点を理解できる。その言葉が話されている地域を旅行しているときに起こりそうな、たいていの事態に対処することができる。身近で個人的にも関心のある話題について、単純な方法で結びつけられた、脈絡のあるテキストを作ることができる。経験、出来事、夢、希望、野心を説明し、意見や計画の理由、説明を短く述べることができる。
		A2 ごく基本的な個人的情報や家族情報、買い物、近所、仕事など、直接的関係がある領域に関する、よく使われる分や表現が理解できる。簡単で日常的な範囲なら、身近で日常の事柄についての情報交換に応ずることができる。自分の背景や身の回りの状況や、直接的な必要性のある領域の事柄を簡単な言葉で説明できる。
		A1 具体的な欲求を満足させるための、よく使われる日常的表現と基本的な言い回しは理解し、用いることもできる。自分や他人を紹介することができ、どこに住んでいるか、誰と知り合いか、持ち物などの個人的情報について、質問をしたり、答えたりすることができる。もし、相手がゆっくり、はっきりと話して、助け船を出してくれるなら、簡単なやり取りをすることができる。